丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画

（令和８年版）

～自然・文化・歴史を活かした個性ある産業が息づき、地域住民が安心して生活でき、誇りを持ってふるさとを守り育てる魅力のある余呉地域の創生～



丹生川（高時川：佐惣平橋より上流を望む）

令和８年５月

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

（丹生ダム対策委員会 近畿地方整備局 滋賀県 長浜市 独立行政法人水資源機構）

目　　次

１　趣　旨　・・・　１

２　地域整備に向けた体制の構築

（１）丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定　・・・　２

（２）丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会　・・・　２

３　余呉地域の現状と課題等

（１）地域の概要　・・・　３

（２）地域の課題　・・・　６

（３）課題解決に向けた取り組み　・・・　６

４　基本方針

（１）地域整備事業の推進体制　・・・　８

（２）財政措置等　・・・　８

（３）地域整備の方向性　・・・　８

５　地域整備事業の取り組み

（１）これまでの取り組み内容　・・・　９

（２）地域整備実施計画の事業体系　・・・　９

【表-1】丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画の事業体系・・・１０

【表-2】事業体系の内、既に実施又は実施に向けた調査を行っている内容・１１

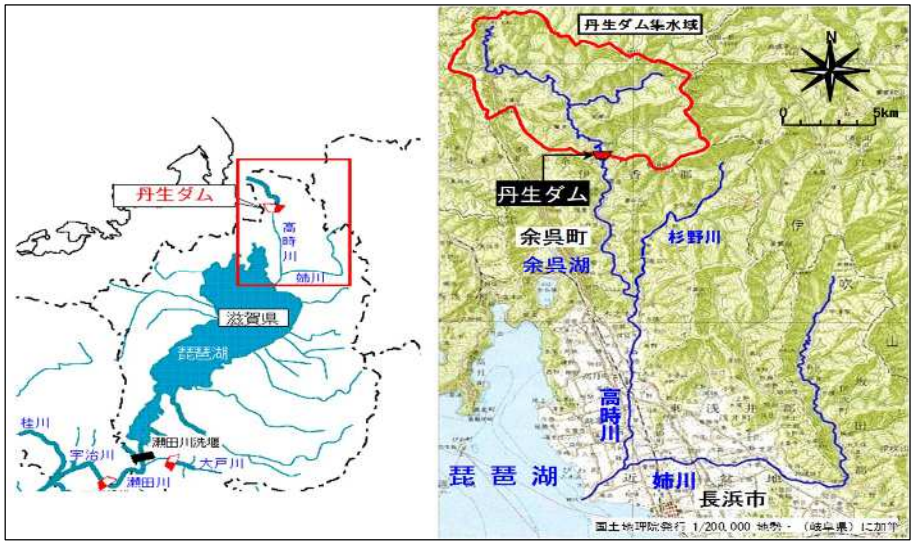
丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備　実施箇所図　・・・１２

1　趣　旨

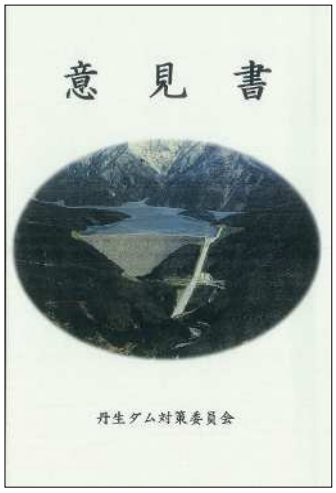
丹生ダム建設事業は、昭和 43 年に予備調査が開始されてから、ほぼ半世紀が経過した平成 28 年 7 月に国土交通省から正式に中止の方針が決定された。

丹生ダム水源地域およびその周辺地域（以下「余呉地域」という。）では、ダム建設を前提とした地域整備事業が計画・実施されてきたが、最終的にダム本体工事が着手されず、事業が中止されたことにより、余呉地域の社会資本整備の遅れや、水源地域の荒廃、過疎化の進行など課題が山積している。

このようなことから、丹生ダム建設事業の中止に伴う影響を緩和するため、余呉地域が抱える課題や要望等に対応した地域整備を図ることとし、丹生ダム対策委員会が平成 28 年 1 月に提出された意見書の 6 項目の実現に向けた地域整備の推進を図るものである。



丹生ダム建設事業の位置図



意見書

＜6 項目の要請事項＞

（平成 28 年 1 月 25 日丹生ダム対策委員会意見書より）

① 道路網の整備
② 水源地域の山林等の保全と維持管理
③ 高時川の河川整備（治水・瀬切れ対策・砂防）
④ 発生土受入地の利活用
⑤ 自然、文化、歴史を活かした地域振興策
⑥ 安心・安全な生活のための環境整備

２　地域整備に向けた体制の構築

（１）丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定

「丹生ダム建設事業の中止により地域振興に必要な社会資本の整備等が十分に行われていない地域」（当計画では「余呉地域」としている地域）について速やかに必要な事業の実施を図るため、平成 28 年 9 月 11 日に丹生ダム対策委員会・近畿地方整備局・滋賀県・長浜市・水資源機構の五者で「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結した。

１．平成 28 年 1 月 25 日付けで委員会から国に提出された意見書を重く受け止め、国、県、市及び機構は、地域整備をお互い協力して進めるものとする。
２．委員会、国、県、市及び機構から構成する「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」を設置し、その検討を踏まえ、国は責任を持って地域整備の推進を図る。
３．地域整備の推進にあたっては、滋賀県長浜市北部地域の振興を見据え行うものとする。

（２）丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

地域整備の推進を図るため、平成 28 年 10 月 27 日に、基本協定書で定めた「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」（以下「協議会」という。）を設置した。協議会における地域整備に関する目的等については、下記のとおり規約に規定した。

第２条（目的）
この協議会は、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」を踏まえ、当該地域の地域振興に必要な事業の実施を図ることを目的とする。
第３条（事業）
協議会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。
(1) 整備可能な手法の協議、調整
(2) 地域振興にかかる事業の実施計画の作成
(3) 進ちょくの報告、確認
(4) その他
第４条（組織）
協議会は、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、独立行政法人水資源機構の五者をもって組織し、その協議委員は別表に掲げる。
２　協議会は、必要と認める場合は、委員を追加することができる。

３　余呉地域の現状と課題等

（１）地域の概要

余呉地域は、淀川水系の最北端の源流地域であり、京阪神地域を含め約1,450万人[1]の生活を支えている琵琶湖の北に位置する豊かな山林に囲まれた水源地域である。琵琶湖国定公園の特別地域である余呉湖周辺、高時川源流域は多くを山林が占めており、またその山林の多くが水源涵養のための保安林にも指定され公益的な機能を果たしており貴重な地域である。



淀川の源の碑



冬の菅並集落

気候は、春から秋にかけては穏やかで過ごしやすく、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、雪による降水量の多い日本海型の気候となっている。冬季には平野部で1m～2m、山間部で2m～4mの積雪があり、根雪期間は12月から翌年4月までの長期間に及ぶ地域で特別豪雪地帯に指定されている。

人口は、減少が進んでいる状況であり、平成2年の過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域の指定後も32.7%の減少率（平成2年から平成27年の25年間）となっている。また、令和7年10月1日時点の65歳以上の高齢者比率は46.6%で、滋賀県平均27.6%、全国平均29.4%（概算値）を大きく上回る[2]。

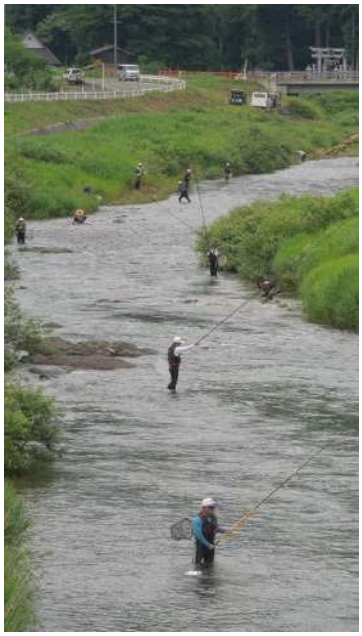
産業は、戦前の余呉地域は薪炭産業に依存してきたが、高度経済成長期の産業・エネルギー構造の転換や人口の流出により地域の活力が衰退しており、特に生産人口の減少による生産力の低下等の課題は、産業振興の面でも克服していく必要がある。

林業においても担い手が不足し放置林が多く、商業は小規模経営の個人商店がほとんどで、後継者不足で存続が危ぶまれている。観光業については、誘客の可能性がある地域資源を有しているが、現在のところ多くの観光客を誘致するまで

[1] 琵琶湖ハンドブック三訂版（H30.3）
[2] 長浜市「高齢者の状況」、滋賀県 HP「滋賀県の高齢化率」、「長浜市過疎地域持続的発展計画」

には成熟していない。

主なレクリエーションは、余呉湖のワカサギ釣り、丹生川(高時川)のアユ釣り、余呉高原スキー場、ウッディパル余呉があげられるが、ワカサギ及びアユ釣りの来訪者は天候に左右され、スキーについても、若者のスキー離れやスキー場の競合により来場者は減少傾向にある。



丹生川(高時川)のアユ釣り



余呉湖(ワカサギ釣り)

自然・文化・歴史については、賤ヶ岳の合戦跡、丹生茶わん祭り、菅山寺、洞寿院などがあるが、環境整備や広報が不十分であり、交流人口の増加に結びついていないほか、古民家の整備やトチノキの巨木に至るトレイル道の整備についても、地域振興策まで進展していない。



丹生茶わん祭り



トチノキ(巨木)

そのほか、丹生ダム建設事業に伴って整備された、妙理の里や茶わん祭の館等の施設について、一部の施設は指定管理者制度等により活用が図られているが更なる利活用が課題となっている。

以上のように、丹生ダム建設事業が計画されてから長い時間が経過し、余呉地域の社会資本整備の遅れや水源地域の荒廃、過疎化が進行している。



妙理の里

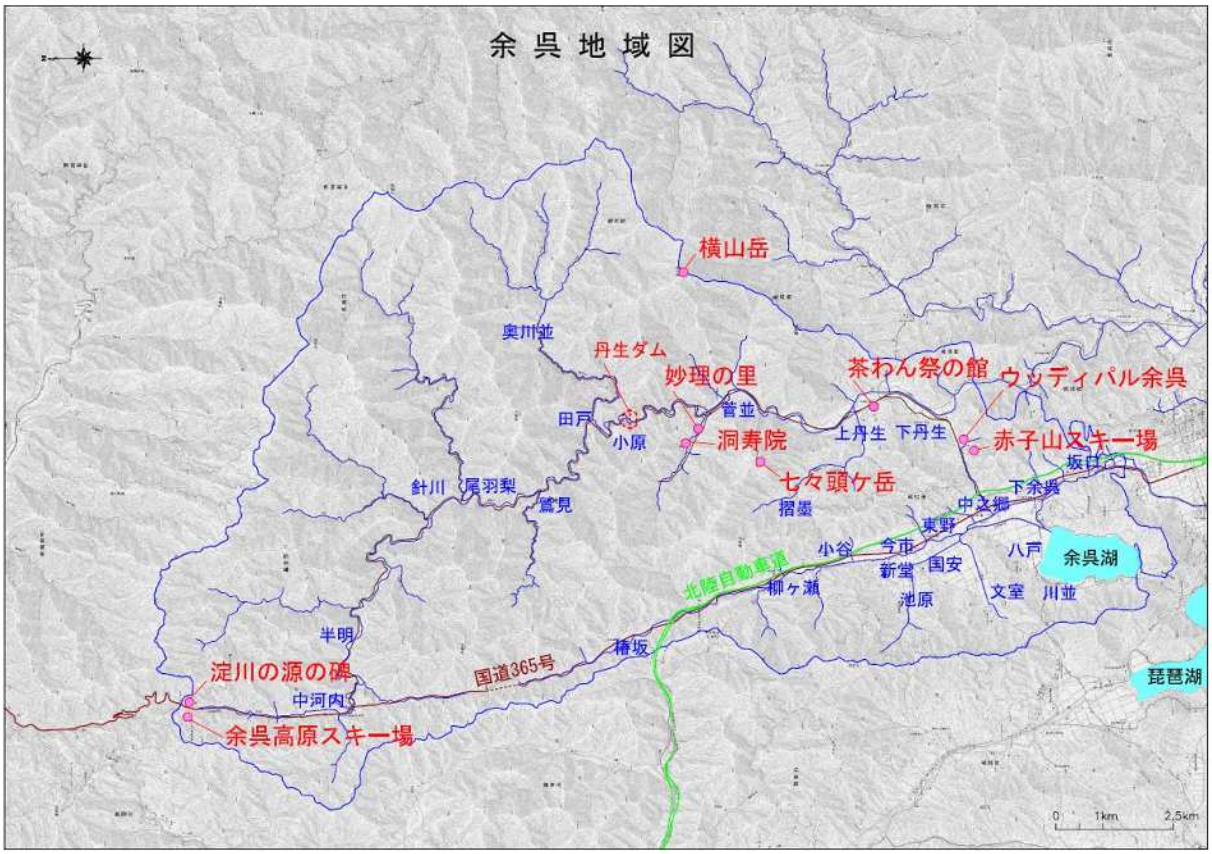


倒木（水源地域の荒廃状況）



小原集落跡地

なお、余呉地域の周辺施設を余呉地域図に示す。



（２）地域の課題

以上をまとめると、余呉地域には以下の課題が見えてくる。

課題①：社会資本整備の遅れ
課題②：山林の荒廃
課題③：若者の人口流出による担い手不足
課題④：集落維持機能の低下
課題⑤：観光客の誘致

（３）課題解決に向けた取り組み

余呉地域の振興を図るため、「Ⅰ　誰もが安心して住み続けられる地域」、「Ⅱ　個性ある産業が息づく地域」、「Ⅲ　ふるさとを守り育てる地域」とする３つの目指すべき姿の実現に向けて、当該地域の課題を念頭に協議会等で議論し実施可能な地域整備事業を丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の五者が連携協力し実施する。

［目指すべき 3 つの姿と課題解決の方向］

Ⅰ　誰もが安心して住み続けられる地域

〇道路網の整備

①県道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題①］
②市道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題①］
③近隣地域との交流促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題①］

〇高時川の河川整備

④治水対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題①］
⑤瀬切れ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題①］

〇安心・安全な生活のための環境整備

⑥生活関連施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題④］
⑦公共交通機関の維持・確保・・・・・・・・・・・・・・・・［課題④］
⑧防災拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題④］
⑨保健及び福祉の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題④］

Ⅱ　個性ある産業が息づく地域

〇自然、文化、歴史を活かした地域振興策

⑩農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題③］
⑪観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題⑤］
⑫商工業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題③］
⑬地域独自の山村文化の継承・・・・・・・・・・・・・・・・［課題④］

Ⅲ　ふるさとを守り育てる地域

〇水源地域の山林等の保全と維持管理

⑭山林等の管理保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題②］
⑮発生土受入地の利活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・［課題②］

※［　］内の〇付き数字は、地域の課題番号（P.6）を示す。

４　基本方針

（１）地域整備事業の推進体制

余呉地域における地域整備の推進を図るため、協議会において、地域整備実施計画を作成し、事業を行う。また、地域整備事業の実施にあたっては、「長浜市過疎地域持続的発展計画（令和 3～7 年度）」等既存の計画と整合性を図りつつ、事業が効果的・計画的に推進出来るよう緊密な連携を図っていく。

（２）財政措置等

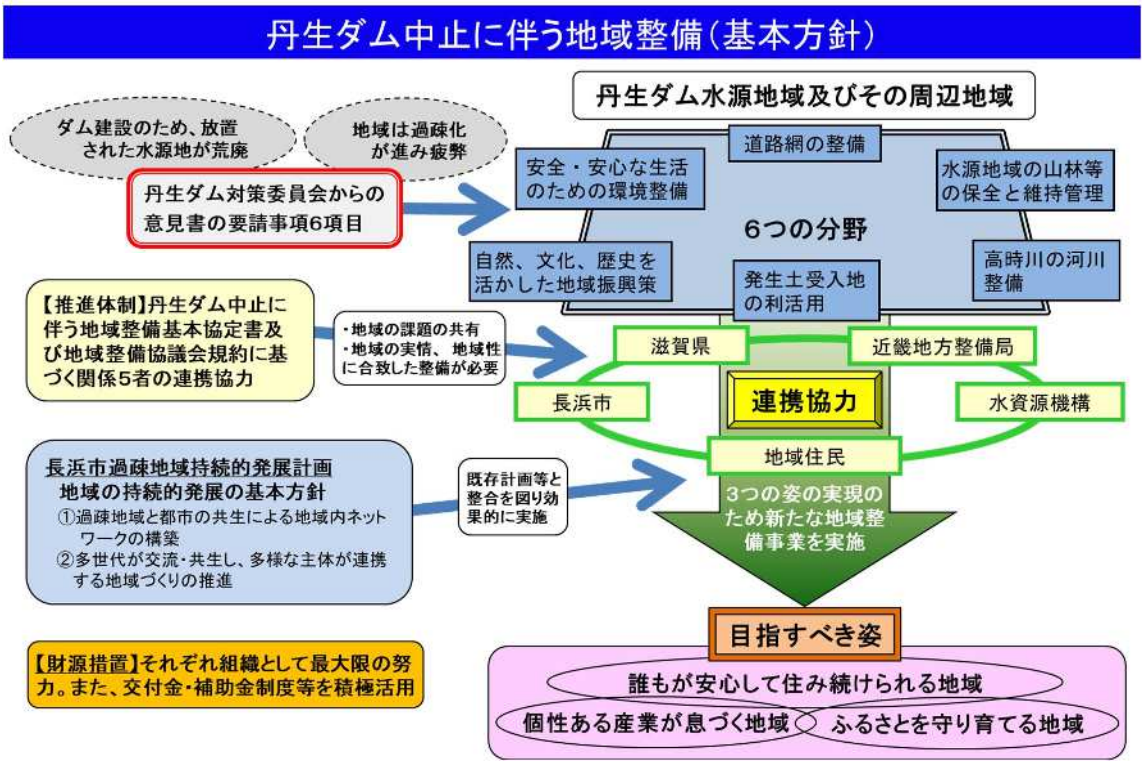
地域整備事業の財源措置については、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の四者は、組織として最大限の努力を行うものとし、国、県の交付金・補助金制度などの既存の制度を積極的に活用する。

滋賀県は、当該基本方針に基づき、長浜市及び地元が実施する事業を対象に丹生水源地域整備特別交付金および余呉地域振興事業交付金により支援する。

（３）地域整備の方向性

◇ 3 つの目指すべき姿の実現に向け、自然、文化、歴史を活かし、既存施設の利活用を図り、地域住民が誇りを持てる魅力のある余呉地域を創生する。

◇ 持続性を維持するため地域が主体となり、実行可能な「地域づくり」を行う。



５　地域整備事業の取り組み

（１）これまでの取り組み内容

地域整備実施計画の策定以降、基本方針に基づき地域整備事業が実施されてきている。

高時川の河川整備は、補助事業化により護岸整備などの整備が推進中である。ダム中止に伴う買収済み用地や残存山林、付替県道の扱い等については、方向性を定め、対応が進行中であり、県道中河内木之本線の復旧・改良や市道下丹生上丹生線の舗装修繕・消雪整備等の進捗が図られている。地域振興は、具体化されたものから順次取り組んでいるところである。

（２）地域整備実施計画の事業体系

これまでの取り組み内容に加え、着手に至っていない地域整備事業についても、事業体系に沿って事業の推進を図っていく。

表-1 には事業体系、表-2 には事業体系の内、既に実施又は実施に向けた調査を行っている内容を示す。

【表-1】丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画の事業体系

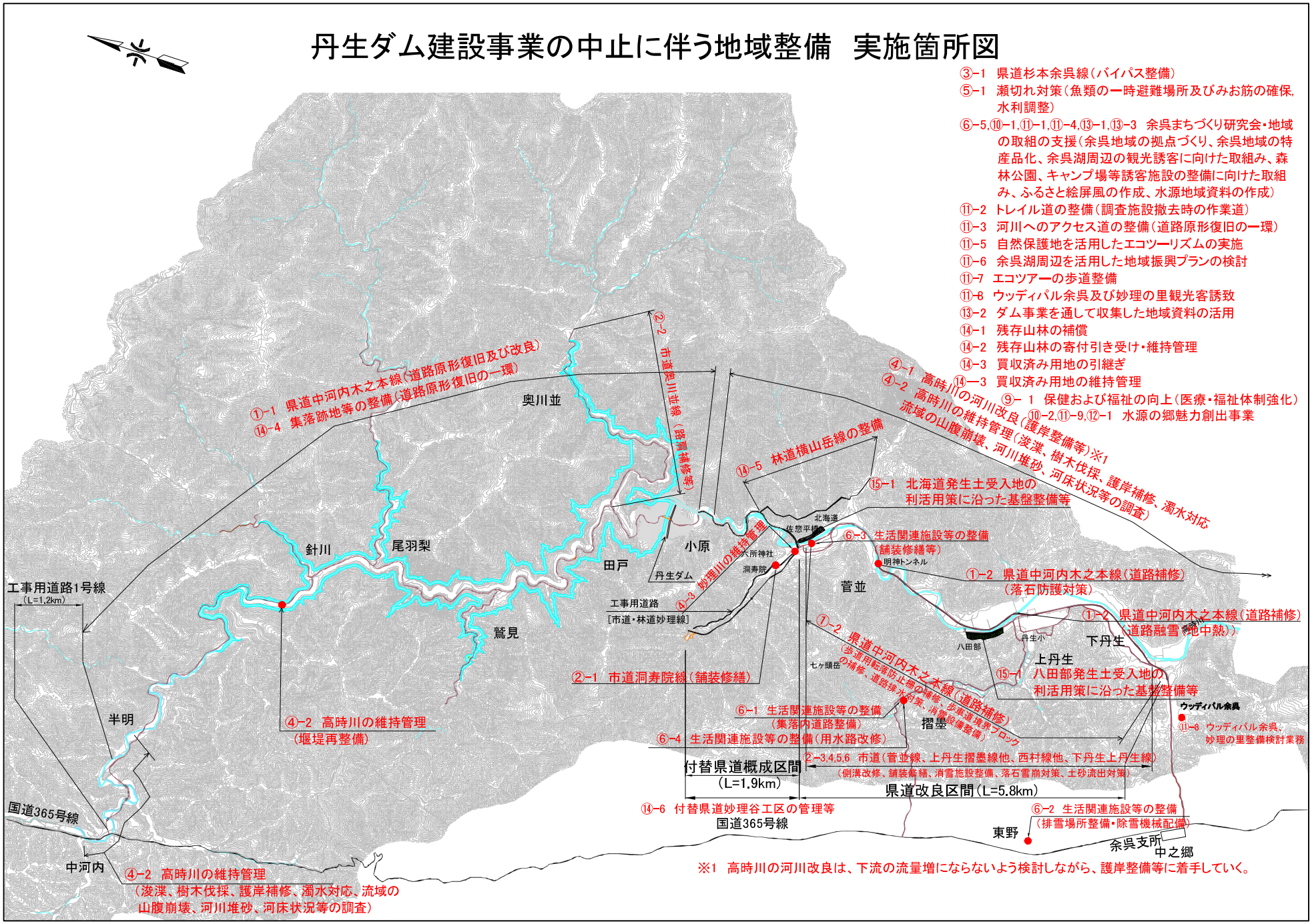
大分類	中分類	小分類	実施状況	今後の方針
誰もが安心して住み続けられる地域	道路網の整備	①県道の整備	住民の安心・安全の確保、地域の活性化を図るため、近隣地域とを結ぶ中河内木之本線等の県道改良及び補修を実施している。	中河内木之本線等の県道改良及び補修を引き続き実施する。
		②市道の整備	住民の安心・安全の確保、地域の活性化を図るため、住民生活に密着した市道について、舗装修繕や消雪設備の更新等を実施している。	市道の整備及び維持管理を引き続き実施する。
		③近隣地域との交流促進	他県と結ぶ交通ルートを整備することを地域振興策の基本施策とするため、福井県などの近隣地域との交流につながる道路網の整備について、調査を開始している。（令和7年度は測量調査）	滋賀県道路整備アクションプログラム2023に基づき計画的に実施する。
	高時川の河川整備	④治水対策	流域住民のダムに代わる安心・安全の確保のため、護岸整備や浚渫等を実施している。	護岸等の河川整備を引き続き実施すると共に、浚渫等適切な維持管理を実施する。
		⑤瀬切れ対策	局所的な水域の確保、連続的なみお筋の確保のための試行を実施しモニタリング結果を取りまとめた。	引き続き、局所的な水域の確保、連続的なみお筋の確保に向け水域の連続性の観点から、河川改修と合わせた河道形状の工夫を試行。リアルタイムの水利用情報と渇水予測情報を組み合わせ、効率的な渇水対応と効果的な水資源の利活用を推進するため、新たに高時川の利水の状況を調査する。
	安心・安全な生活のための環境整備	⑥生活関連施設の整備 ⑦公共交通機関の維持・確保	地域住民の生活環境の向上に資する整備内容を立案・検討するため、余呉まちづくり推進会議による地域の取り組みを支援している。	地域の取り組む検討内容を立案し、必要な事業化や整備等を実施する。
		⑧防災拠点の整備	防災機能強化のため、防災拠点の整備について、緊急輸送体制の必要性等を検討している。	水害・土砂災害をはじめとする災害等に対しての防災拠点の整備について立案し検討する。
		⑨保健および福祉の向上	若者が定着し、高齢者等が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できるよう、保健、医療、福祉が連携・協力して住民のニーズに応じて一体的に提供する地域包括ケアシステムを進めている。	地域包括ケアシステムを深化させるとともに、持続可能な医療提供体制を確保する。
個性ある産業が息づく地域	自然、文化、歴史を活かした地域振興策	⑩農林業の振興	地域農林業の維持のため、獣害対策や販売先の確保及び担い手確保等を実施している。	農地整備の手法検討や、地域農林業の維持の施策を引き続き実施する。
		⑪観光の振興 ⑫商工業の振興	余呉地域の観光資源の利活用策について検討している。また、地域資源を活用するためのトレイル道の整備を実施している。	地域の取り組む検討内容を立案し、必要な事業化や整備等を実施する。また、地域資源を活かした地域商業の活性化を図るため、持続可能な地域ビジネスの創生について、検討する。 公有地化した自然保護地について、自然を活かしたエコツーリズムを実施する。
		⑬地域独自の山村文化の継承	フェスタの開催などを通じ、妙理の里、茶わんまつりの館等既存施設を地域交流や地域の魅力・文化を発信・継承する場としての活用を検討している。また、山村文化の継承と地域資源共有のためのふるさと絵屏風の作成を実施している。	「丹生茶わん祭り」など伝統文化の保存と後世への伝承のため、後継者の確保・育成手法や山村地域独自の特色ある文化遺産の活用手法を立案し検討する。
ふるさとを守り育てる地域	水源地域の山林等の保全と維持管理	⑭山林等の管理保全	事業用地や残存山林の公有化を図り、自然保護地として管理を行うべく、調整を実施している。 また、集落跡地については、県道整備と併せて整備を実施している。	自然保護地として、豊かな自然環境の保全を図るとともに、利活用方策を検討する。 集落跡地については、順次、整備を実施する。
		⑮発生土受入地の利活用	地域の取り組み検討内容を踏まえ、試行を行いながら、利活用策について検討している。	地域の意向に沿った利活用策を引き続き検討する。

【表-2】事業体系の内、既に実施 又は 実施に向けた調査を行っている内容

分類		枝番号		実施内容		実施箇所	実施主体/事業執行者（事業予算等）又は検討主体	着手時期	完了したもの
Ⅰ誰もが安心して住み続けられる地域	道路網の整備	①	1	工事用道路として利用した県道中河内木之本線(道路原形復旧及び改良)		中河内～菅並	水資源機構・滋賀県	H29年度～	
		①	2	県道中河内木之本線(道路補修)	歩道用転落防止柵の補修	菅並から下丹生	滋賀県	H29年度～	
					歩車道境界ブロックの補修				R4年度完了
					落石防護対策				R元年度完了
					道路排水対策				
					消雪施設整備				H30年度完了
					道路融雪(地中熱)	上丹生	滋賀県(国交付金を含む)	R元年度～	R3年度完了
		②	1	工事用道路として利用した市道洞寿院線(舗装修繕)		菅並	水資源機構	H30年度～	R元年度完了
		②	2	工事用道路として利用した市道奥川並線(路肩補修等)		田戸～奥川並	水資源機構 長浜市(国補助金を含む)	H29年度～	R5年度完了
		②	3	市道菅並線	側溝改修	菅並	長浜市(県交付金を含む)	H30年度～	R元年度完了
		②	4	市道上丹生摺墨線他	舗装修繕	摺墨～上丹生	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度～	
					消雪施設整備	摺墨	長浜市(県交付金を含む)		R元年度完了
					落石雪崩対策	摺墨	長浜市(国・県交付金を含む)		R3年度完了
					土砂流出対策	上丹生	長浜市(国・県交付金を含む)		R3年度完了
		②	5	市道西村線他	消雪施設整備	上丹生	長浜市(国・県交付金(R8年度～余呉地域振興事業交付金)を含む)	H30年度～	
		②	6	市道下丹生上丹生線	消雪施設整備	下丹生	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度～	R2年度完了
					舗装修繕				R3年度完了
		③	1	県道杉本余呉線	バイパス整備	杉本～上丹生	滋賀県(国交付金を含む)	R2年度～	
	高時川の整備	④	1	高時川の河川改良	護岸整備等	中河内、菅並～下丹生	滋賀県(個別補助事業・国交付金を含む)	H29年度～	
		④	2	高時川の維持管理	浚渫、樹木伐採	中河内、菅並～下丹生	滋賀県	H29年度～	
					護岸補修				
					濁水対応	高時川流域	滋賀県	R4年度～	
					堰堤再整備	針川	整備局	R5年度～	R7年度完了
					流域の山腹崩壊、河川堆砂・河床状況等の調査	高時川流域	整備局・滋賀県	R4年度～	R5年度完了
		④	3	妙理川の維持管理		菅並	滋賀県	H30年度～	
		⑤	1	瀬切れ対策 (魚類の一時避難場所及び みお筋の確保、水利調整)		高時川	整備局・滋賀県	H29年度～	
	安心・安全な生活のための環境整備	⑥	1	生活関連施設等の整備	集落内道路整備	摺墨	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度～	R2年度完了
		⑥	2	生活関連施設等の整備	排雪場所整備、除雪機械配備	東野	長浜市(県交付金を含む)	R4年度～	R5年度完了
		⑥	3	生活関連施設等の整備(工事用道路で利用した道路原形復旧の一環)	舗装修繕等	菅並	水資源機構	R元年度～	R元年度完了
		⑥	4	生活関連施設等の整備	用水路改修	摺墨	滋賀県	R元年度～	R5年度完了
		⑥	5	余呉まちづくり推進会議・地域の取組の支援	余呉地域の拠点づくり	中之郷他	地域・長浜市の取組を国が支援	R元年度～	
		⑨	1	保健および福祉の向上	医療提供体制の確保	余呉地域	長浜市	R8年度～	
Ⅱ個性ある産業が息づく地域	自然・文化・歴史を活かした地域振興	⑩	1	余呉まちづくり推進会議・地域の取組の支援	余呉地域の特産品化	余呉地域	地域・長浜市の取組を国が支援	R4年度～	R5年度完了
		⑪	1		余呉湖周辺の観光誘客に向けた取組み	下余呉、川並 ほか	地域・長浜市の取組を国が支援	R元年度～	
							地域・長浜市・滋賀県	R4年度～	
		⑪	8		長浜市ウッディパル余呉及び妙理の里整備検討業務	中之郷、菅並ほか	地域・長浜市(国・県交付金(余呉地域振興事業交付金)を含む)	R7年度～	
		⑪	8		余呉地域体験交流拠点整備促進事業	中之郷	地域・長浜市(国・県交付金(余呉地域振興事業交付金)を含む)	R8年度～	
		⑩⑪⑫	291		水源の郷魅力創出事業	余呉地域	地域・長浜市(国・県交付金(余呉地域振興事業交付金)を含む)	R8年度～	
		⑪	4		発生土受入地利活用	菅並、上丹生 ほか	地域・長浜市の取組を国が支援	R4年度～	
		⑬	1		ふるさと絵屏風の作成	菅並 ほか	地域・長浜市の取組を国が支援	R2年度～	R7年度完了
		⑬	3		水源地域資料の作成	余呉地域 ほか	地域・長浜市の取組を国が支援	R4年度～	R4年度完了
		⑪	2	トレイル道の整備(調査施設撤去時の作業道)		小原、田戸	水資源機構	R元年度～	R3年度完了
		⑪	3	河川へのアクセス道の整備(道路原形復旧の一環)		半明～小原	水資源機構	H29年度～	R5年度完了
		⑪	5	自然保護地を活用したエコツーリズムの実施		小原、田戸	滋賀県	R4年度～	
		⑪	6	余呉湖周辺を活用した地域振興プランの検討		下余呉、川並 ほか	滋賀県	R4年度～	
		⑪	7	エコツアーの歩道整備		小原、田戸	滋賀県	R4年度～	
		⑬	2	ダム事業を通して収集した地域資料の活用		余呉支所ほか	水資源機構ほか	H29年度～	R4年度完了
Ⅲふるさとを守り育てる地域	水源地域の山林等の保全と維持管理	⑭	1	残存山林の補償		針川、尾羽梨、鷲見、田戸、奥川並、小原	水資源機構	H29年度～	
		⑭	2	残存山林の寄付引き受け・維持管理		針川、尾羽梨、鷲見、田戸、奥川並、小原	滋賀県	R2年度～ (寄付引き受け後)	
		⑭	3	買収済み用地の引継ぎ		針川、尾羽梨、鷲見、田戸、奥川並、小原、菅並、半明	水資源機構・滋賀県	R元年度～	R4年度完了
		⑭	3	買収済み用地の維持管理		針川、尾羽梨、鷲見、田戸、奥川並、小原、菅並、半明	滋賀県	R4年度～	
		⑭	4	集落跡地等の整備(道路原形復旧の一環)		半明、針川、尾羽梨、鷲見、田戸、奥川並、小原、中河内	水資源機構	R元年度～	
		⑭	5	林道横山岳線の整備		木之本～菅並	滋賀県	実施計画策定以前から着手している事業	
		⑭	6	付替県道妙理谷工区の管理等		菅並	水資源機構・滋賀県	R元年度～	
		⑮	1	発生土受入地の利活用策に沿った基盤整備等		北海道、八田部	水資源機構	H29年度～	

※本表は、今後の協議により随時追加更新を行うものである。
※本表の実施内容のほかに、完了したものを含め、既存施設等の維持管理を適時実施するものとする。

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備　実施箇所図



■改定履歴

・平成 29 年 4 月 18 日：実施計画（平成 29 年 4 月版）策定
・平成 30 年 4 月 18 日：実施計画（平成 30 年 4 月版）改定
・令和 元年 5 月 23 日：実施計画（令和元年 5 月版）改定
・令和 2 年 5 月 25 日：実施計画（令和 2 年版）改定
・令和 3 年 4 月 20 日：実施計画（令和 3 年版）改定
・令和 4 年 5 月 20 日：実施計画（令和 4 年版）改定
・令和 5 年 5 月 24 日：実施計画（令和 5 年版）改定
・令和 6 年 5 月 29 日：実施計画（令和 6 年版）改定
・令和 7 年 5 月 29 日：実施計画（令和 7 年版）改定
・令和 8 年 5 月 28 日：実施計画（令和 8 年版）改定